

じん、窒素酸化物及び塩化水素の排出基準の適合状況について監視調査を実施しています。（表１－25）

さらに、排出基準に違反している工場・事業場については改善勧告を行うなどし、排出基準を遵守するよう指導しています。

表１－25 排出基準監視測定（平成20年度）

項 目	ばい煙発生施設の種 類	調査施設数
硫 黄 酸 化 物	ボイラー，廃棄物焼却炉等	10
ば い じ ん	ボイラー，廃棄物焼却炉等	9
窒 素 酸 化 物	ボイラー，廃棄物焼却炉等	11
塩 化 水 素	廃棄物焼却炉	5

③ アスベスト対策

アスベスト対策については、平成17年７月に国、鹿児島市及び県関係機関で構成する「アスベスト関係機関連絡会議」を設置し、情報の一元化・共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、各種相談窓口の設置など諸対策に積極的に取り組んでいます。（表１－26）

また、平成18年３月からは、大気汚染防止法の改正により、建物の解体時等のアスベストの飛散防止対策が強化され、必要に応じ立入調査を実施しています。（表１－27）

さらに、同年２月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、４月からは同法に係る救済給付申請の受付を県13保健所及び鹿児島市保健所で行っています。

（表１－28）

表１－26 相談件数

（平成21年３月末現在）

相 談 区 分	件 数	相 談 区 分	件 数
建 材 ・ 建 築 関 係	9 5 8	アスベスト廃棄物処理関係	1 2 5
健 康 関 係	5 7 2	大 気 関 係	5 8
アスベスト分析関係	2 7 3	そ の 他	3 6 0
労 働 安 全 関 係	2 5 9		
		計	2 , 6 0 5

※ 相談件数には、鹿児島労働局、県関係機関及び鹿児島市受理分を含む。

表１－27 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出数

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
区 分												
解 体 作 業	0	0	1	1	1	1	2	3	1	1	6	5
改 造 ・ 補 修 作 業	0	0	0	2	1	1	0	1	33	32	44	19
合 計	0	0	1	3	2	2	2	4	34	33	50	24

表１－28 救済給付の認定申請等受付状況 （平成21年３月末現在）

区 分	申 請 等 件 数	認定件数
特別遺族弔慰金等請求	4 2 （ 2 5 ）	2 0
認 定 申 請	3 8 （ 2 6 ）	2 5
計	8 0 （ 5 1 ）	4 5

※ （ ） は県内保健所受付分